

# 1) ラジコン機所有者の方へ

## 機体毎の新特例適用？無航空機登録？判断参考資料

	条件	新特例 適用	無人航空 機登録
1	重量100g以下	—	—
2	写真撮影ほか事業用又は、飛行目的以外の飛行を行う	×	○
3	日本模型航空連盟仕様限界を超えた飛行機	×	○
4	自動・自律飛行が可能	×	○
5	カメラ等操縦支援以外を目的の装置を搭載している	×	○
6	特定飛行を行う（現在飛行許可申請を得ているケース） ・ 高度150m以上 ・ 空港周辺指定区域内 ・ 人口密集地区域内 ・ 許される飛行方法以外	×	○
7	新特例届出済の飛行場以外で飛行可能性有り	×	○
8	新特例届出済飛行場（クラブ）でのみ飛行 特定飛行も行わない	○	○

※無人航空機登録の場合、リモートID免除条件がない場合リモートID搭載が必要

## 2) ラジコンクラブの関係者の方へ クラブの届出/許可の関係

	届出/許可申請	条件他	特定飛行	新特例適用機	無人航空機登録
1	新クラブ特例届出	クラブメンバー内に無人航空機登録を行わないで、新特例（JPN/RCK番号を付ける）を利用の方がいる場合	×	○	○
2	飛行許可申請（特定飛行）	クラブメンバー内に、特定飛行を行う方がいる場合	○	×	○
3	新クラブ特例届出 飛行許可申請（特定飛行） の両方	特定飛行を行わないRC飛行機は、無人航空機登録を行わなく飛行が可能	○	○ 特定飛行 ×	○

- ※
- ・上記1のクラブでは、他クラブで新特例届出済の方は、ビジターとして飛行可能。
  - ・上記2のケースでは、無人航空機登録が無いと特定飛行を行わなくても**違法**です。  
 （特定飛行のビジターは、メンバー登録が必要。）
  - ・よって特定飛行のあるクラブも、新クラブ特例届出を勧めます。
  - ・特定飛行を行う場合、リモートID免除条件がない場合リモートID搭載が必要。

## 参考) ラジコン関係省庁説明資料他

### 1. パブリックコメント 2月25日迄

[航空法施行の一規則部を改正する省令の施行に伴う関係通達の制定案について](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155251202&Mode=0)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155251202&Mode=0>

概要

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000286033>

[離着陸場所管理団体の飛行届出要領 \(案\)](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000286034)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000286034>

### 2. 航空：無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール - 国土交通省

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

### 3. 無人航空機に係る規制の運用における解釈について

<https://www.mlit.go.jp/common/001303820.pdf>

### 4. 総務省 電波利用ポータル | その他 | ドローン等に用いられる無線設備について

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/drone/index.htm>

### 5. 無人航空機ヘルプデスクの電話番号4月1日より下記に変更されています。

変更後の電話番号は **03-5539-0352** となります。